

大和市告示第152号

大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年9月14日

大和市長 古谷田 力

大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成21年大和市告示第87号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「要綱は」の次に「、母子家庭及び父子家庭の生活の負担軽減を図り、もって当該家庭の母及び父の資格取得を容易にすることを目的として」を加え、「より母子家庭及び父子家庭の生活の負担軽減を図り、もって当該家庭の母及び父の資格取得を容易にすることを目的」を「ついて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの」に改める。

第4条第1項中「修業期間の全期間」を「第6条第1項の規定による支給申請（以下「支給申請」という。）のあった日の属する月から第8条第1項に規定する修了日の属する月まで」に改め、同条第3項中「申請のあった日の属する月から支給すべき事由が消滅した日の属する月まで」を「支給期間」に改める。

第6条第2項第2号中「申請する」を「支給申請をする」に改め、同条第3項中「支給申請」を「市長は、支給申請」に改める。

第11条を削る。

第12条第2項中「1年以上のカリキュラムを修業するために」を削り、「に在籍する」を「で修業しようとする」に改め、同条を第11条とする。

第13条を削り、第14条を第12条とし、第15条を第13条とする。

附則第2項の前の見出し中「又は令和4年度」を「から令和5年度までの間」に改め、同項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第3項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

別表中「第14条」を「第12条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公表の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱附則第2項の規定の適用を受けて、施行日の属する月に同要綱第6条第1項の規定による支給申請を行う者に対する同要綱第4条第1項の規定の適用については、同項中「第6条第1項の規定による支給申請（以下「支給申請」という。）のあった日の属する月」とあるのは、「令和5年4月」とする。